

## 第10回通常総会のお知らせ

第10回通常総会を、以下のとおり開催します。

日時：2013年9月7日（土曜日） 午後1時より1時30分まで（予定）

場所：子規記念博物館 4階講堂  
（松山市道後公園 1-30 [http://sikhaku.lesp.co.jp/site\\_info/access.php](http://sikhaku.lesp.co.jp/site_info/access.php)）

また、当日は、総会に引き続き、2時から4時30分まで、シンポジウム  
「収益事業課税 判定の勘所～NPOに関する10年間の事例研究をふまえて～」  
を開催いたします。

シンポジウム終了後、交流会も予定しています。

詳細は、同封のちらしをご覧ください。

### 議題

1. 定款の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【資料1】
2. 2012年度事業・活動報告・・・・ 【資料2】 P1～P15
3. 2012年度決算報告・・・・・・ 【資料2】 P16～P19  
監査報告書・・・・・・・・・・・・ 【資料2】 P20
4. 2013年度事業・活動計画・・ 【資料2】 P21～P22
5. 2013年度活動予算・・・・・・ 【資料2】 P23～P24

今回の総会の審議事項は、議題1の定款の変更です。

2から5までの議題は、定款により理事会の承認事項となっていますので、理事会承認となった内容をご報告いたします。

総会には、引き続き開催されるシンポジウムへの参加者を含め、会員以外の方にもオブザーバーとして参加いただく予定です。

なお、定款と会費規定については、当ネットワークの以下のホームページをご覧ください。（<http://www.npoatpro.org/setsu.htm>）

**総会に出席される方は、この議案書を、当日、ご持参ください。**

このシンポジウムは、四国税理士会・中国税理士会の認定研修に該当します。研修認定時間2.5時間。なお、他会所属の税理士の方は、各税理士会へお問い合わせください。また、日本公認会計士協会のCPEの対象となります。電子申告システムでCPEを登録される場合は、集合研修→3. 上記以外の集合研修→(3)上記以外の研修会 で、研修分野は「税務」、研修科目は「一般研修科目」、合計時間は2時間30分、履修単位は3単位と入力してください。

## 1. 定款の変更

「電子メールを使用した理事会決議の方法を明確にすること」を目的として、下記の定款変更を行なう。

＜定款 第20条（議決）に、次の第2項を追加する＞

理事会について、開催することが困難であると理事長が判断したときは、前項にかかわらず、理事会が定める「電子メールによる議決要領」により、その事項を議決することができる。

### 電子メールによる議決要領

2013年 月 日 制定

（1）理事会の議決を要する事項について、理事会を開催することが困難であると理事長が判断したときは、理事長はその賛否についての各理事の判断を、返信すべき期限を定めて、各理事に対し、各理事が理事長宛に届け出たメールアドレス宛に、当該議決を要する事項及び当該議決事項の内容を電子メールで送信することができる。但し、返信すべき期限は、理事長が発信した電子メールの送信日から5日以上経過した日としなければならない。

（2）当該電子メールを受信した理事は、定められた期限までに電子メールにより理事長及び他の理事に対しその賛否の判断を発信する。

（3）理事長は、定められた期限までに受信した各理事の判断を集約し、速やかに各理事にその結果を送信しなければならない。

（4）各理事は、電子メールによって、当該議決事項について理事長に質問し、又は理事長並びに他の理事に対し意見を述べることができる。各理事の判断について返信すべき期限と定められた日の2日前までに質問があった事項については、理事長はその回答を理事全員に対し電子メールにより送信しなければならない。

（5）各理事の判断について返信すべき期限までに、理事総数の半数を超える理事から返信があったときは、電子メールによる方法によって理事会の議決を要する事項の決定をすることができる。

（6）前記（5）の決定は、返信があった理事の賛否の判断の過半数により決するものとし、賛否同数の場合は理事長の決するところとする。

（7）電子メールによる業務の決定方法の細目は、理事長が別に定める規則により定める。

（8）電子メールによる業務の決定をしたときは、理事会の議事録に代えて、当該決定に係る当法人と理事との間の電子メールを印刷して議事録に編綴するものとする。

以上